報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	須﨑 誠一
登録番号又は法人番号	12261994
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	南新町すざき行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区南新町1丁目4番9号 谷四昭和ビル407号
処分年月日	令和 5 年 10 月 17 日
処分内容(種類)	6 か月間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	行政書士法第6条の4、日本行政書士会連合会会則第44条第 1項に違反した。 (被処分者は、その登録事項(住所及び事務所所在地)に変更 が生じているにもかかわらず、変更登録申請を完了させてい ない。このような事実は、行政書士法第6条の4、日本行政書 士会連合会会則第44条第1項の規定に違反する。)
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法 第6条の4(変更登録) 行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項 に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を経由 して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければ ならない。 日本行政書士会連合会会則 第44条(変更登録の申請) 行政書士は登録を受けた事項に変更が生じたときは、行政 書士変更登録申請書(以下「変更登録申請書」)という。)に必 要な書類を添付して、遅滞なく、第39条第1項第三号から第 五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立され ている単位会を経由して本会に提出しなければならない。